

(保 210)

平成 21 年 1 月 7 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳

介護老人保健施設入所者に対する処方せんの交付等について

高度医療評価制度が平成 20 年 4 月から導入されたことに伴い、新たに薬事法の承認等が得られていない医薬品・医療機器の使用を伴う先進的な医療技術について、先進医療の一類型として保険診療と併用できることとされたところであり、当該未承認の医薬品等を保険医が使用できるよう、保険医療機関及び保険医療費担当規則上の所要の改正が行われました。

また、介護老人保健施設入所者に対して薬剤を投与した場合、従来から抗悪性腫瘍剤（内服）等については、医療保険により算定できることとなっており、療担基準においてもこの取扱いを明確化していたところであり、平成 20 年度診療報酬改定において、「介護老人保健施設入所者に係る診療料」を改正し、医療保険より算定できる薬剤についてダルベポエチン、疼痛コントロールのための医療用麻薬、B 型肝炎・C 型肝炎等に対する抗ウイルス剤、B 型肝炎・C 型肝炎に対するインターフェロン製剤、血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体を加えたところがあります。

しかし、療担基準の「第 20 条四 処方せんの交付」により、介護老人保健施設入所者に対して保険医が処方せんの交付できる薬剤は、抗悪性腫瘍剤（内服）、疼痛コントロールのための医療用麻薬及び B 型肝炎・C 型肝炎等に対する抗ウイルス剤を処方した場合に限られておりました。

そこで中医協において、施設入所者に対して算定できる薬剤を拡大した趣旨を踏まえ所要の改正を行うべく議論を行った結果、今般、抗悪性腫瘍剤（内服）、疼痛コントロールのための医療用麻薬及び B 型肝炎・C 型肝炎等に対する抗ウイルス剤の他、人工透析患者に対するエリスロポエチン、ダルベポエチン、B 型肝炎・C 型肝炎に対するインターフェロン製剤、血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体等に対しても処方せんの交付できるよう、療担基準の改正が行われました。

上記取扱いにつきましては、平成 20 年 12 月 26 日「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 568 号）」により公布され、同日より適用されておりますので、貴会会員への周知方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

なお、具体的な改正点につきましては、添付資料をご参照くださいますようお願いいたします。

〈添付資料〉

- ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第568号）
（平20.12.26 官報（号外第286号）写）
- ・介護老人保健施設入所者に対する処方せんの交付等にかかる「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」の改正について
（平20.12.26 保医発第1226002号 厚生労働省保険局医療課長）

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕

○裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則
(最高裁二二)

○裁判所職員再就職等監視委員会規則
(同二三)

〔省 令〕

○消防法施行規則の一部を改正する省令
(総務一五五)

○特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令
(同一五六)

○閉鎖型スプリングラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令
(同一五七)

○火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令
(同一五八)

○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令
(総務・外務四)

○法務省定員規則の一部を改正する省令
(法務七五)

○鉱害賠償供託金配当令施行規則及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令
(法務・経済産業一)

○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令
(外務一九)

○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令
(同二〇)

○旅券法施行規則の一部を改正する省令
(同二二)

○特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程等の一部を改正する省令
(財務九〇)

○特別調達資金の報告書及び帳簿の様式及び記入の方法に関する省令
(同九一)

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令
(文部科学三九)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令
(厚生労働一八〇)

○業事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令
(同一八一)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(同一八三)

○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令
(農林水産八一)

○動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令
(同八二)

○農林水産省定員規則の一部を改正する省令
(同八三)

○農林水産省組織規則の一部を改正する省令
(同八四)

○特許法施行規則等の一部を改正する省令
(経済産業九〇)

○鉱業法施行規則及び割賦販売法施行規則の一部を改正する省令
(同九一)

○国土交通省定員規則の一部を改正する省令
(国土交通一〇九)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(同一一〇)

○特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程の一部を改正する省令
(防衛一三)

〔訓 令〕

○領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令
(外務一八)

〔告 示〕

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件
(金融庁八二)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件
(金融庁・財務・経済産業七)

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件
(金融庁・厚生労働八)

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件
(金融庁・農林水産二四)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件 (総務七二六)

○特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準 (消防庁二五)

○地区音響装置の基準の一部を改正する件 (同二六)

○特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準 (同二七)

○加圧送水装置の基準の一部を改正する告示 (同二八)

○火災通報装置の基準の一部を改正する件 (同二九)

○パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件等の一部を改正する告示 (同三〇)

○金属製管継手及びバルブ類の基準 (同三一)

○配管の摩擦損失計算の基準の全部を改正する件 (同三二)

○租税特別措置法第十一条の六第一項及び第四十四条の六第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件の一部を改正する件 (財務三七八)

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件 (同三七九、三八二)

○相続税法第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件 (同三八三)

○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件 (同三八四)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める件 (文部科学一七七)

○核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物の貯蔵、処理又は処分を独立行政法人日本原子力研究開発機構に委託することができる者を指定する告示の一部を改正する件 (同一七八)

○在外教育施設を認定した件 (同一七九)

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 (厚生労働五六七)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件 (同五六八、五七〇)

○使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (同五六九)

○特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部を改正する件 (同五七一)

○厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件 (同五七二)

○厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率の一部を改正する件 (同五七三)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件 (同五七四)

○地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件 (同五七五)

○船員保険法施行令第十二条の規定に基づき、社会保険庁長官が定める額を定める件 (社会保険庁二四)

○認定個人情報保護団体として認定した件 (経済産業二八七)

○中小企業信用保険法第二条第四項第七号の規定に基づき金融取引の調整を指定する件 (同二八八)

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件 (同二八九)

○工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件 (同二九〇)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 (国土交通一五三三)

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示 (同一五三三)

○後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程 (同一五三四)

○平成二十一年に標準地の価格の公示をする公示区域を定めた件 (同一五三五)

○地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかごの内人がこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件 (同一五三六)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の物質を定める告示等の一部を改正する告示 (同一五三七)

○自衛隊飛行場告示の一部を変更する件 (防衛二四七)

○道路に関する件 (東北地方整備局一九六)

○道路に関する件 (関東地方整備局四二二、四一四)

○道路に関する件 (北陸地方整備局一四五、一五〇)

○都市計画に関する件 (中部地方整備局二二六)

○道路に関する件 (同二二七、二二八)

○道路に関する件 (中国地方整備局一〇九、一一〇)

○道路に関する件 (九州地方整備局一四七、一四八)

17266	メタクリル酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸=2, 2, 2-トリフルオロエチル・メタクリル酸=2-ヒドロキシプロピル・メタクリル酸メチル共重合物	9-2145
17267	[(メタクリル酸=2, 3-エポキシプロピル・メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合物)のアクリル酸付加物]のシクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボン酸無水物付加物	9-2146
17268	メタクリル酸=2, 3-エポキシプロピル・メタクリル酸=4-ヒドロキシフェニル共重合物	9-2147
17269	メタクリル酸=6-シアノ-5-オキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0 ^{3,7}]ノナン-2-イル・メタクリル酸=シクロヘキシル・メタクリル酸=1-シクロヘキシル-1-メチルエチル・メタクリル酸=3, 5-ジヒドロキシトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン-1-イル共重合物	9-2148
17270	メタクリル酸=2-(ジメチルアミノ)エチル・メタクリル酸=3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクテチル共重合物の酢酸塩	9-2149
17271	メタクリル酸=3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクテチル・メタクリル酸=3-(トリメトキシシリル)プロピル・メタクリル酸=ボルナン-2-イル・メタクリル酸メチル共重合物	9-2150
17272	メタクリル酸=3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクテチル・メタクリル酸= α -ヒドロプロ(オキシエチレン)- ω -イル共重合物	9-2151
17273	メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸=2-[3-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-ヒドロキシフェニル]エチル共重合物	9-2152
17274	メタクリル酸=2-ヒドロキシプロピルと4-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸の付加反応生成物	3-(4)-631
17275	メタンスルホン酸銀(I)	2-(4)-1168
17276	メタンスルホン酸ドデシル	2-(6)-1781
17277	1-[4-((R)-2-メチルオキシラニルメトキシ)フェニル]-4-(4-トリフルオロメトキシフェノキシ)ピペリジン	8-(1)-3342
17278	5-メチル-4, 5, 6, 7-テトラヒドロ[1, 3]チアゾロ[5, 4-c]ピリジン-2-アミン=二臭化水素酸塩	8-(7)-1599
17279	5-メチル-4, 5, 6, 7-テトラヒドロ[1, 3]チアゾロ[5, 4-c]ピリジン-2-カルボン酸=塩酸塩	8-(1)-3343
17280	4-メチル-2-(4-トリフルオロメチルフェニル)-1, 3-チアゾール-5-カルバジド	8-(7)-1600
17281	(R)-2-メチル-6-ニトロ-2-(4-{4-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]ピペリジン-1-イル}フェノキシメチル)-2, 3-ジヒドロイミダゾ[2, 1-b]オキサゾール	8-(7)-1601
17282	1-メチル-4-{4-[2-(4-ピニルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル}ベンゼン	7-(3)-735
17283	(S)-3-メチルピペラジン-1-カルバジド	8-(2)-2220
17284	7-メチル-2H-1, 5-ベンゾジオキセピン-3(4H)-オン	8-(5)-402
17285	7-メトキシ-4-オキソ-1, 4-ジヒドロキノリン-6-カルボン酸	8-(1)-3344
17286	7-メトキシ-4-オキソ-1, 4-ジヒドロキノリン-6-カルボン酸メチル	8-(1)-3345
17287	3-メトキシ-1-オキソ-1, 3-ジヒドロ-2-ベンゾフラン-5-カルボン酸メチル	8-(4)-1700
17288	4-メトキシカルボニル-2-メチル安息香酸	4-(4)-1266
17289	ユキノシタ抽出物	11-(4)-819

17290	(両末端にイソシアナト基を有する [[α -(2, 3-エポキシプロピル)- ω -(2, 3-エポキシプロポキシ)ポリ(オキシ-1-メチルエチレン)のジブチルアミン付加物]・ジイソシアン酸=4, 4'-メチレンジシクロヘキシル・ヒドラジン・ α -(4-ヒドロキシプロピル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシカルボニルオキシヘキサメチレン/オキシカルボニルオキシテトラメチレン)・ α -ヒドロ- ω -ヒドロキシポリ(オキシテトラメチレン)重付加物]の3-(トリエトキシシリル)プロピルアミン及び α -ヒドロ- ω -メトキシポリ(オキシエチレン)付加物	10-2288
-------	--	---------

厚生労働省告示第百六十八号

保険医療機関及び保険医療業担当規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)第十九条第一項及び第二項、第二十条第三号並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項及び第二項、第二十条第三号及び第四号の規定に基づき、療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月二十六日

厚生労働大臣 外添 要一

第七を次のように改める。

第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び業担規則第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第一条第四号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用する場合

第九に次の一号を加える。

四 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る機器器具等を使用する場合

第十第一号中「乾燥人血液凝固第IV因子製剤」の下に「活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体」を加え、「医科点数表第二章第2部区分番号C102-2に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している患者」を「在宅血液透析を行っている患者」に、「及びアダリムマブ製剤」を「アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜透析を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、及びダルベボエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜透析を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)」に改める。

第十二第一号中「抗悪性腫瘍剤」の下に「(注射薬を除く。)」を加える。

第十二に次の九号を加える。

四 インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。)の支給を目的とする処方せんを交付する場合

五 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合

六 自己連続透析式腹膜透析に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合

七 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方せんを交付する場合

八 エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜透析を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)の支給を目的とする処方せんを交付する場合

九 ダルベボエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜透析を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)の支給を目的とする処方せんを交付する場合

十 人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限り。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 十一 血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限り。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 十二 生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限り。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

○厚生労働省告示第五百六十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十年十二月二十六日
 別表に第19部として次のように加える。

品名	内用	外用	単位	薬価
FAD錠5mg (TYK)			5mg1錠	6.10
FAD錠10mg (TYK)			10mg1錠	6.10
FAD錠15mg (TYK)			15mg1錠	6.10

○厚生労働省告示第五百七十号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき、厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十年十二月二十六日
 別表第6に第4部として次のように加える。

品名	内用	外用	単位	薬価
FAD錠5mg (TYK)			5mg1錠	5mg1錠
FAD錠10mg (TYK)			10mg1錠	10mg1錠
FAD錠15mg (TYK)			15mg1錠	15mg1錠

○厚生労働省告示第五百七十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十年十二月二十六日
 別表II区分001③の次に次のように加える。

別表II区分133③の次に次のように加える。
 胸部大動脈用ステンチング用

別表II区分149の次に次のように加える。
 150 七ノ自家移植組織

○厚生労働省告示第五百七十二号
 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第九十二号）の一部を次のように改正する。
 平成二十年十二月二十六日
 厚生労働大臣 舛添 要一

○厚生労働省告示第五百七十三号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成十七年厚生労働省告示第二百七十二号）の一部を次のように改正する。
 平成二十年十二月二十六日
 厚生労働大臣 舛添 要一

○厚生労働省告示第五百七十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。
 平成二十年十二月二十六日
 厚生労働大臣 舛添 要一

- 八十六 マイクロ波子宮内膜アブレーション（機能性及び器質性過多月経（ただし、妊孕性の温存が必要な場合又は子宮内膜がん、異型内膜増殖症その他の悪性疾患及びその疑いがある場合を除く。）であつて、子宮壁厚十ミリメートル以上の症例に係るものに限る。）の施設基準
- 主として実施する医師に係る基準
- 専ら産婦人科又は婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- 産婦人科専門医であること。
- 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

- 保険医療機関に係る基準
- 産婦人科又は婦人科を標榜していること。
 - 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
 - 麻酔科において、医師が配置されていること。
 - 病床を有していること。
 - 当直体制が整備され、専ら産婦人科又は婦人科に従事する医師が当直を行っていること。
 - 緊急手術体制が整備されていること。
 - 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - 術中・術後に子宮鏡検査及び超音波検査を実施する体制が整備されていること。
 - 当該療養について、三例以上の症例を実施していること。

第三項に次の一号を加える。
 十七 根治的前立腺全摘除術における内視鏡下手術用ロボット支援（前立腺がんに係るものに限る。）



保医発第1226002号
平成20年12月26日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

介護老人保健施設入所者に対する処方せんの交付等にかかる「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」の改正について

本日、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件」（厚生労働省告示第568号。以下、「改正告示」という。）が公布され、同日から適用されたところである。

改正告示の内容等については以下のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正告示の内容

(1) 保険医が使用できる医薬品及び歯科材料について

高度医療評価制度が平成20年4月から導入されたことに伴い、新たに薬事法の承認等が得られていない医薬品・医療機器の使用を伴う先進的な医療技術について、先進医療の一類型として保険診療と併用できることとされたところであるが、当該未承認の医薬品等を保険医が使用できるよう、保険医療機関及び保険医療養担当規則上の所要の改正を行うものである。

(2) 介護老人保健施設の入所者に対する処方せんの交付について

平成20年度診療報酬改定において、介護老人保健施設の入所者である患者（以下、「施設入所者」という。）に対して算定できる薬剤について、インターフェロン製剤等を加えたところであるが、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（以下、「療担基準」という。）においては、施設入所者に対して保険医が処方せんを交付できるのは、上述の薬剤のうち、抗悪性腫瘍剤等、一部の薬剤に限っていたところである。

施設入所者に対して算定できる薬剤を拡大した趣旨を踏まえ、施設入所者に対して処方せんを交付できる場合について、療担基準上の所要の改正を行うものである。

2 改正告示の適用に伴う関係通知の一部改正について

改正告示の適用に伴い、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）及び「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」（平成18年3月13日保医発第0313003号）を別紙1及び別紙2のとおり改正する。なお、通知の改正内容については、以下のとおりであること。

(1) 先進医療関係

改正告示に合わせ、保険医が使用できる医薬品及び歯科材料について、所要の改正を行うものであること。（別紙2参照）

(2) 介護老人保健施設の入所者に対する処方せんの交付について

- ① 透析液等に係る処方せんを交付された患者に対して、区分番号J038に掲げる人工腎臓（1日につき）を算定する場合には、透析液等の費用が含まれていない人工腎臓「2」を算定することとしたこと。（別紙1参照）
- ② 改正告示に合わせ、施設入所者に対して処方せんを交付できる場合等について、所要の改正を行うとともに、改正告示中「在宅血液透析を行っている患者」及び「在宅腹膜灌流を行っている患者」の定義について明確にしたものであること。（別紙1及び別紙2参照）

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」

(平成20年3月5日保医発第0305001号)の一部改正について

1 別添1の第2章特掲診療料、第2部在宅、第3節薬剤料、C200(1)中「乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)」を「乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体」に、「及びアダリムマブ製剤」を「、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン及びダルベポエチン」に改める。

2 別添1の第2章特掲診療料、第9部処置、J038人工腎臓(2)に次を加える。

エ 人工腎臓を行う際に使用する薬剤等に係る処方せんを交付された患者である場合

3 別添3の区分01(6)イ中「乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)」を「乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体」に、「及びアダリムマブ製剤」を「、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン及びダルベポエチン」に改める。

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（平成18年3月13日保医発第0313003号）の一部改正について

- 1 第7の「1」中「医薬品を使用する場合」の下に「又は厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第3項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用する場合」を加える。

- 2 第9に次の④を加える。
 - ④ 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第3項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合

- 3 第10の「2」を「4」とし、「1」の次に次の「2」及び「3」を加える。
 - 2 在宅血液透析を行っている患者とは以下に定めるものであること。
 - ① 在宅血液透析指導管理料を算定している患者
 - ② 介護老人保健施設入所者であって、当該介護老人保健施設内で人工腎臓を行っている患者
 - ③ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の1の(1)から(8)に規定される施設に入所している者又はサービスを利用している者であって、当該施設内で人工腎臓を行っている患者
 - 3 在宅腹膜灌流を行っている患者とは以下に定めるものであること。
 - ① 在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者
 - ② 介護老人保健施設入所者であって、当該介護老人保健施設内で腹膜灌流を行っている患者
 - ③ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の1の(1)から(8)に規定される施設に入所している者又はサービスを利用している者であって、当該施設内で腹膜灌流を行っている患者

4 第12の①中「抗悪性腫瘍剤」の下に「（注射薬を除く。）」を加え、次の④から⑫を加える。

- ④ インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑤ 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑥ 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑦ 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑧ エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑨ ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑩ 人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑪ 血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑫ 生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

(参考 別紙1関係)

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)
の一部改正について

改正後	改正前
<p>別添1</p> <p>第2部 在宅</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、<u>乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体</u>、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、塩酸モルヒネ製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトク</p>	<p>別添1</p> <p>第2部 在宅</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、<u>乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)</u>、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、塩酸モルヒネ製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル</p>

ロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコ
ポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシ
ン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリ
スロポエチン及びダルベポエチン

第9部 処置

J038 人工腎臓

(1) (略)

(2) 入院中の患者に人工腎臓を行った場合又は特掲診療料
の施設基準等の第十一の二に規定する場合（入院中の患
者以外の患者に血液濾過を行った場合又はその他特に認
める場合）に該当する場合においては、「2」により算
定する。なお、「入院中の患者以外の患者に血液濾過を
行った場合又はその他特に認める場合」とは、入院中の
患者以外の患者であって下記の場合である。

ア 血液透析濾過を行った場合

イ 生命に危険を及ぼす程度の重篤な出血性合併症（頭
蓋内出血、消化管出血）を有する患者に対して血液透
析を行った場合

ウ 重大な視力障害に至る可能性が著しく高い、進行性
眼底出血を有する患者に血液透析を行った場合

エ 人工腎臓を行う際に使用する薬剤等に係る処方せん
を交付された患者である場合

(3)～(18) (略)

別添3

区分01 調剤料

(1)～(5) (略)

(6) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自
己注射のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト
成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子
製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血

製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭
化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニ
ウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤及びアダリム
マブ製剤

第9部 処置

J038 人工腎臓

(1) (略)

(2) 入院中の患者に人工腎臓を行った場合又は特掲診療料
の施設基準等の第十一の二に規定する場合（入院中の患
者以外の患者に血液濾過を行った場合又はその他特に認
める場合）に該当する場合においては、「2」により算
定する。なお、「入院中の患者以外の患者に血液濾過を
行った場合又はその他特に認める場合」とは、入院中の
患者以外の患者であって下記の場合である。

ア 血液透析濾過を行った場合

イ 生命に危険を及ぼす程度の重篤な出血性合併症（頭
蓋内出血、消化管出血）を有する患者に対して血液透
析を行った場合

ウ 重大な視力障害に至る可能性が著しく高い、進行性
眼底出血を有する患者に血液透析を行った場合

(3)～(18) (略)

別添3

区分01 調剤料

(1)～(5) (略)

(6) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自
己注射のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト
成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子
製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血

液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン及びダルベポエチン)に限る。(以下、省略)

(7)~(14) (略)

液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤及びアダリムマブ製剤)に限る。(以下、省略)

(7)~(14) (略)

(参考 別紙2 関係)

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について(平成18年3月13日保医発第0313003号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>第1～6 (略)</p> <p>第7 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合(揭示事項等告示第7関係)</p> <p>1 保険医について、第6に規定する医薬品以外の医薬品の使用が認められる場合は、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第4号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合又は厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第3項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用する場合であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 厚生労働大臣が定める歯科材料の使用に係る場合(揭示事項等告示第9関係)</p> <p>第8に規定する歯科材料以外の歯科材料の使用が認められる場合として、次の場合を定めたものであること。</p> <p>① 金合金又は白金加金を前歯部の鑄造歯冠修復に使用する場合</p> <p>② 揭示事項等告示第8に掲げる保険医療材料(金属であるものに限る。)以外の金属を総義歯の床部に使用する場合</p> <p>③ 薬事法第80条の3第1項に規定する治験に係る機械器具等を使用する場合</p> <p>④ <u>厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第3項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合</u></p>	<p>第1～6 (略)</p> <p>第7 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合(揭示事項等告示第7関係)</p> <p>1 保険医について、第6に規定する医薬品以外の医薬品の使用が認められる場合は、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第4号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 厚生労働大臣が定める歯科材料の使用に係る場合(揭示事項等告示第9関係)</p> <p>第8に規定する歯科材料以外の歯科材料の使用が認められる場合として、次の場合を定めたものであること。</p> <p>① 金合金又は白金加金を前歯部の鑄造歯冠修復に使用する場合</p> <p>② 揭示事項等告示第8に掲げる保険医療材料(金属であるものに限る。)以外の金属を総義歯の床部に使用する場合</p> <p>③ 薬事法第80条の3第1項に規定する治験に係る機械器具等を使用する場合</p>

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等（揭示事項等告示第10関係）

1 保険医が投与することができる注射薬としてインスリン製剤等を定めたものである。

2 在宅血液透析を行っている患者とは以下に定めるものであること。

① 在宅血液透析指導管理料を算定している患者

② 介護老人保健施設入所者であって、当該介護老人保健施設内で人工腎臓を行っている患者

③ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の1の(1)から(8)に規定される施設に入所している者又はサービスを利用している者であって、当該施設内で人工腎臓を行っている患者

3 在宅腹膜灌流を行っている患者とは以下に定めるものであること。

① 在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者

② 介護老人保健施設入所者であって、当該介護老人保健施設内で腹膜灌流を行っている患者

③ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の1の(1)から(8)に規定される施設に入所している者又はサービスを利用している者であって、当該施設内で腹膜灌流を行っている患者

4 (略)

第11 (略)

第12 処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合（揭示事項等告示第12関係）

介護老人保健施設の入所者である患者に対する薬剤又は治療材料の支給を目的とした処方せんの交付の禁止の例外として、次の場合を定めたものであること。

① 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方せんを交付

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等（揭示事項等告示第10関係）

1 保険医が投与することができる注射薬としてインスリン製剤等を定めたものである。

2 (略)

第11 (略)

第12 処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合（揭示事項等告示第12関係）

介護老人保健施設の入所者である患者に対する薬剤又は治療材料の支給を目的とした処方せんの交付の禁止の例外として、次の場合を定めたものであること。

① 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合

する場合

- ② 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ③ 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ④ インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑤ 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑥ 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑦ 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑧ エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑨ ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑩ 人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑪ 血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑫ 生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

- ② 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ③ 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

